

令和6年度第4回国分寺市緑化推進協議会会議録

日時：令和6年10月23日(水)

午前9時30分～11時30分

会場：書庫棟会議室

出席委員：エルニュ 小木曾 和田 小泉 宮 佐藤 西沢 櫻井 大矢 神山
佐々木 布袋

事務局：岡沢 井上 竹野

会長：それでは、次第2、前回の会議の続きから審議を始めたいと思いますが、前回はページ6までなので、お配りしている回答つきのほうでいうと、通番27に関しましては、一度議論していただいておりますが、このときには回答が間に合っておりませんでしたので、回答を確認しながらさっとページを見通していただきたいと思います。これは、今日初めて皆さん見るのですか。この回答は。

事務局：回答は、もう事前に送っています。

会長：事前に見ていただいておりますので、ある程度把握されていると思いますので、上からさっといきますのでよろしくお願いします。

では、通番3ですが、これに関しましては回答が出ていますけれども、何かご意見ございますか。

委員：ありません。

会長：「働きかけをする」と、これはいいということで、ほかにございませんか。大丈夫ですか。

会長：では、通番5ですね。民有緑地に働きかけを行っているということで、通番3と回答が同様になっていますが、これでよいでしょうか。

では、通番8ですね。生産緑地になりますけれども、どうですか。

委員：問題ありません。

会長：では、次、通番10ですね。これは何か事務局から説明があると思うので、いいでしょうか。

事務局：10番のところで、資料の参考2番のこくベジプロジェクト推進連絡会の会則をつけさせていただきました。経常化されているということで、その説明資料とさせていただきますと思ひましてつけさせていただきました。第三者的組織として、国分寺市も入っているのですけれども、第5条のところで組織として1から6の組織によって団体となっているということで含まれている連絡会になっております。説明は以上になります。

会長：これは今の10番のこくベジプロジェクト推進連絡会議の会則なので、こういうところで実際実施されているので、次期計画の位置づけはこれの中でしっかりやってもらおうというところの説明になります。通番10の下の方の地場苗木です

けれども、これも司シルエットなのですから大丈夫ですか。

事務局：大丈夫です。

会長：では、2ページに行きます。2ページもたくさんあって、これはこれまでのこくベジプロジェクトの推進連絡会の活動で、これも地産地消の推進に関しては経常化しているということで削除。下の大きな枠のところは。

委員：施策の考え方、司シルエットの所、了解です。

会長：「検討していきます」と「各課との協議調整していきます」と。司シルエットをもう少し使ってもらえるようにしたいのですけれども。

次ですね。これは12番と14番ですが、毎年委託しているからおろそかになることはないのですかということで、これも経常化のことばで先ほどと同じなのですけど。

事務局：はい。確認いただいております、ご了承いただいております。

会長：次、14番に行きますが、ふるさと文化財課ですけれども、これは事務局から説明があると思うので、よろしくお願いします。

事務局：では、私のほうから説明させていただきます。先日、会議で湧水池のところの管理について荒れているということでご意見を頂きまして、現地の場所の確認を一緒にさせていただきました。関係する市民団体とふるさと文化財課と緑と公園課とで。場所としては、写真を載せていただきました3ページのところなのですけれども、源泉口Aというところと源泉口Bというところがありまして、すみません、今、白黒で分かりにくいので、カラーの資料をお回しいただけたらと思うのですが、順番に回していただけたらと思います。

源泉口Aというところが、写真の角度が悪くて見づらいところがあるのですけれども、木の根元の右側のところから水が出てきております。足元が悪くて近くまで近寄れなかったもので、見にくくて申し訳ない状態なのですが、こちらは武蔵国分寺公園敷地内の中にありました。南側の斜面地でございます。

それから、もう1つの源泉口Bというところがありまして、こちらは位置としては東京都環境局の所有の土地の中にございまして、緑と公園課で管理するべき場所でございます。今、このBのほうの手前に木柵があるので、その木柵から手前側、水路まで含まれるところまでがふるさと文化財課の所管になっているところ。源泉口Bのところの管理まで含めたところをおっしゃりたかったということで、位置の確認を行いました。

源泉口Aにつきましては、武蔵国分寺公園側の管理になりますので、そちらは武蔵国分寺公園のほうにご相談いただくことになります。源泉口Bにつきましては、緑と公園課の管理するべき場所でしたので、今後、そこを清掃等維持管理を行っていきたいと考えております。以上になります。

会長：ありがとうございました。

委員：清掃するに当たって、ホタルの生存ということを意識した清掃をしてもらいたいですね。どうあるべきかということを考えて。草を刈ったり、木を払った

り、あるいは流れのところにたまったごみを全部取ってしまう、そういうことが全てホタルの生息に関しての観点から見れば、妥当かどうかという検討も含めて、維持管理をやっていただければ、そういうことがホタルの生育のためには必要ではないかと思いますので、ぜひその点、事務局がお話しただいてご検討いただくようお願いしたいと思います。

会 長：という依頼もありましたが、それも踏まえて実施していくということで。位置関係が明確になりましたので、それぞれ連携して、やるべきところをやるということで意識していくといいと思います。実際にやられてどうでしょう。

委 員：引っかけりはするのですが、「ホタルの復活について施策としては位置づけませんが」とありますよね。「御意見ありました内容について今後関係団体と協議していきます」。位置付けはしなくても、優しい目で見えていただくとありがたいのですが。

事 務 局：これは新しい施策になってきてしまうので、ホタルを復活させる施策として、今、緑の基本計画に上がっているものではなく、なので、湧水として保全していくという目線ではもちろん私たちは管理をするべきところについてはちゃんと管理させていただき、また、ご意見があったとおり、ホタルに優しい管理をというところで配慮させていただきたいとは思っているのですが。

委 員：すごく敏感というか微妙な生物なので、今、幼虫のときに、水の中に入っているときにしゅんせつされたらもうアウトなのですね。それで、例えば今年 200 匹幼虫が生まれていたとしても、それが揚げられたら終わりなのですね。だから、そこらを相談していただくとありがたいです。

事 務 局：会議後でもお話しいただければと思います。

委 員：お願いします。

会 長：ぜひ聞いていただいて、せっかくそういうふうに配慮できたら実施するのがいいと思います。よろしくお願いします。ホタル。という前提ですが、この内容は削除いいですかね。

続きまして、次、16 番、17 番です。

委 員：16、17 は問題ありません。つまり、目標が達成したということで、その目標値が幾つぐらいのものですか。それはどういう目標だったのですか。それだけ聞かせてください。

事 務 局：下水道の浸透の件ということですか。

委 員：はい。そうですね。

事 務 局：こちらにつきましては、当初、下水道事業の中で雨水は下水道管に流すので、基本的に雨水を下水道管に流水させないための施策として、下水道課のほうで市内の全域でこのぐらいの量を地下に浸透させる事を想定した計画を策定して、それに基づいて市内全域の雨水浸透ますを設置してきた事業があります。その中で、目標としていた目標値の雨水の浸透量につきまして、一定その量を賄うための雨水浸透ますが各家庭とか各施設の中で設けられた結果、その計画

の目標値が達成されたということだったので、目標達成されたということで、その雨水の対策事業としては解決したということ踏まえて、この回答になっております。

ただ、市内全域に雨水浸透ますをこれからの開発事業でも指導していくのは継続して行っていくとともに、下水道課でも雨水浸透ますを各家庭に設置するための要望に応えて、市のほうで設置している事業がございます。それも継続して予算を各年度取りまして、要望のある家庭につける。そういう形の事業も継続してやっておりますので、目標を達成したということで、ここはこういう形の表記になっております。

委員：なるほど。じゃあ、目標というのは「浸透させる水の量が」というわけですか。

事務局：その下水道管に流入させる量を減らすために、地下に雨水を浸透させています。国分寺市は合流の管なので、汚水と雨水両方入ってきてしまうので、晴天時は全然雨水が入ってこないのが問題ないのですが、雨天時は、全部下水道の汚水の流れている管に入ってきます。そうすると下水道に負荷がかかります。そういうところを踏まえてこの計画を以前策定している感じでした。

委員：最終的には、環境関連でいうと、野川のほうに下水のほうに溢水して、どんどんどんどん流れ込んでしまう可能性があるのも、やはり地下に浸透させる量を確実にしておくと、野川に流れる水の量全体が減ってくると。溢水しない状態になると思うのですが、そういう意味での、地下浸透の量ということが目標値であるなら、そのところははっきり住民に言ったほうがいいのではないですかね。このぐらいに今なっていますよということ。

事務局：一定その当時立てた目標は、達成しているということの報告を受けていました。

委員：今どうかは分からないと。

事務局：ただ、今時点も開発によって畑が民家になって。ただ、民家になったときも500平米以上の開発事業でにつきましては雨水浸透ますの設置を義務づけておりますので、そういうところで、計画で時間当たり50ミリ降ったときに対策できるように、雨水浸透ますの基準を設けているという形で継続してやっております。ゲリラ豪雨みたいな一時的なものについては、そういうのはもう突発的なものなので対応できないのが現状ですが、それ以外ものには対応できるような形で、これからも継続してやっていくという話は頂いております。

会長：説明を伺っていると、達成されているとは思いますが、達成というと何か数字的なものとか、何か具体的なものを聞きたいというのがありますね。実際やっていることだと思わないかと思うので、これはこれとして、具体的にどういう計画を立てて、どういう状況で達成しているのかということ、次回何か分かるようにしてもらえると安心できると思います。

事務局：はい。分かりました。

- 会 長：ということで、いいですか。
- 次、18 番に行きたいと思います。ちょうどいいですね。
- これは、新庁舎が竣工していますが、まだあるのではないですかということ
で、『継続』に修正します」という。「旧庁舎の跡地利用での計画があります」
ということですが、こういうふうに書いてありますが、読んでいただけました
か。
- 委 員：はい。読みましたので、お願いします。
- 会 長：では、これでいいと思います。
- 次ですね。19 番。「市として水質を確認することについて重要であると考えて
継続としました」と書いてありますが、これは継続だと。「継続」に移行した
と。
- 次、では 20 番に行きます。これは 42 番と「統合のため削除します」というこ
とで、これはこれで統合なのでいいかなと思います。
- 次、23 番ですね。
- 委 員：実は「市民との協働によって、環境影響の評価ができる仕組みを研究」する
という件で、これで賛成です。結構です。
- 会 長：いいですか。
- 次ですね。新規 1 です。これは「取り消します」ということになっていまし
て、新規 1 では「計画を策定する」、新規 2 では「ネットワークを形成する」と
なっていて、ここでは新規 1 のほうを取りやめる。「緑の基本計画改定時に
取組を検討します」とありますよね。これもご了解ということで大丈夫です
か。
- 事 務 局：ここの回答の内容の文章、最初の「取り消します」というそこは記載していな
いんです。ほかの内容については、「次期取り組みます。検討します」ということ
で、それはご確認いただいております。
- 会 長：次です。同じ新規 1 ですね。「生物とは？」「農作物に被害があるのではない
か？」ということで、ご心配についてなのですけれども、こういう回答ですが
どうですか。
- 委 員：いいと思います。でも、また仮にこういうことがあったときに、また違う問題
も出てくるのかなとか、そういう心配もあります。
- 会 長：そうですね。今は非常に農作物は難しいですね。生物多様性とうまく連動で
できればベストだと思いますが。
- 事 務 局：現在、環境基本計画の改定を今年度やっけていまして、来年度から改定なの
ですけど、そこにもこのエコロジカル・ネットワークに関しての話が。こういう話
が出ましたよというのは、まちづくり計画課にも伝えてありますので検討され
るかと思います。
- 会 長：ということですが、この内容でよろしいでしょうか。
- 通番 25。街区公園の話ですけれども、どの辺りが該当するか。

委員：これは理解しました。

会長：街区公園は誘致距離、利用する範囲を半径 250 メートルと決めていて、そのエリアを円で囲って行って、その残った所を空白地帯で決めたという説明です。この街区公園は、市のほうでは提供公園は入るということですか。

事務局：はい。

会長：提供公園というのは、いろいろ開発のときに提供される分譲住宅とか、開発のときに必ず提供公園を設ける、そういう公園も含めてなので、通常都市計画上の街区公園とは違いますが、それも踏まえて、250 メートル、このエリアとしてカバーできている。この辺が空白地帯になっているということですね。このエリアにお住まいの方いらっしゃいますか。いらっしゃらない。皆さんのお住まいのところは、街区公園とか公園がそばに大体ありますか。

委員：南町は小さな公園は多分二丁目のほうが。三丁目に住んでいますけど、三丁目は遊べるような公園はない。

会長：自分の家から 250 メートル以内にありますか。

委員：ないですね。

会長：ないですか。ないそうです。

委員：本町に行けば。本町との境目にあるのでそっちに行ってしまうですね。

会長：なかなか難しい実態が。これは市のほうの理解は、こういうことだということですね。これはもっと公園が増えれば、カバーできるように次期計画を考えていただきたいと思います。

事務局：はい。

会長：では、25 番は終わりました、27 番に行きます。「実施計画の各年の目標等で明記するよう検討します」ということで、これは次回に向けてということで大丈夫ですか。

事務局：はい。

会長：ということですが。

ここまでが、今までの内容の回答を踏まえた確認です。ということで、ここまでは前回までの所です。33 番以降は、今回協議する範囲となります。

では、次です。災害時の一時的な避難場所に関してのことですけれども、市立公園で避難可能な公園を明示し、市民に周知する方法があるのではないかといいことですが、この回答に関してはいかがでしょうか。

委員：「一時的避難場所」という表現が出てきたことについて、一時的判断は市民がするのですねと、行政ではないのですねと、こういうことから発する疑問です。したがって、もしあらかじめこのところは一時的な避難場所として適当な所だよということがあれば、それをハザードマップ上に書いたらどうだろうかと思ったわけです。

ところが回答のほうを拝見しますと、それもそれであまり指定してしまうと問題が多いよということで、なるほどと、そういう面もあるよねという具合に理

解はいたしました。

ですから、「いや、そうじゃなくてハザードマップ上ではっきりさせるべきだ」ということは、もう言えないのかなと。じゃあ、市民がそれを判断するのだと。これを、私は防災計画上でむしろ明快にうたっておいていただきたいなと。その一時的な避難場所という表現が、具体的に分からないのですね、防災計画でいうと。そっちのほうに、むしろ今考え方がシフトしています。

会 長：市のほうからコメントございますか。

事務局：私も市内に住んでいまして、私も市民なのでハザードマップが送られてきています。私もやはり家族がいますので、地震があったときにはここに集まりましょうということで指定して、家族ではそういう形で共有しております。だからそういう面でも、市だけではなくて市民の方々も、自分の身を守るにはまず第一本人が、しっかり家族の中で、一時的にどこに集まるかということ、本人がハザードマップ等を見て家族とのコミュニケーションを通して決めていただければと考えます。一時的ということでそういう部分もありまして、市民がどう「一時的」と判断するかは確かに難しいと思うのですが、近くの空いている土地とかに逃げ込むしか多分ないと思いますので、そういう考えもありましてこういう表現になっているのかと考えます。

会 長：一時的な避難場所というと、小学校とかそういうところなのですか。

事務局：近くに小学校があればそうですね。あと、畑とかがあれば、生産緑地の中とか、退避場所として指定されていると思います。

委 員：「一時的な避難場所」という表現が、防災計画上、曖昧なのです。言いたいことは。だから、「避難場所」というのははっきりしているのです。すぐここへ避難しろと。だけど、一時的というのは、小さな公園がいっぱいありますから、そういうことまで含めて、僕は「そのところへみんな集まってくれ」とそういうことだと思うのですが、そうなってくるとどこが最適かねというのは選んでおかなければいけないかなと。そのときの基準みたいのが分からないから、できれば行政のほうからご指導いただいて、自分たちで判断できるといいなと思うのですが、その一時的と表現をここで取り込んでしまったことが、避難場所というものがどういう位置づけなのだというのが、私にとってはよく分からなくなってしまうと思います。

事務局：多分、「一時的＝いつとき」だと思います。

委 員：そうですね。

事務局：災害が起きても、その一瞬ですぐということで学校まで逃げ込むなんて物理的にできないですし、そういうときに家がもし倒れたりとかそういう危険があったりですとか、屋外に脱出しないといけないとか。そういう意味で、身近で安全な場所と各自が判断して、あらかじめ避難場所を把握しておくのが現実的のかなと思います。それを、確かに市のほうの防災安全課で、各家庭の近くにはどのような施設があるかというところまで、把握は困難だと思います。です

ので、それは住まわれている本人の方々が、どこかというので判断されるのが一番最適だと考えます。

委員：これは「一時的な避難場所として活用する身近な公園」という意味だと。おっしゃっていることよく分かるのですが。

委員：この「一時的に」というのを入れたい理由というのは、どうしてですか。「一時的に避難して様子を見たり」とするのを、どうしても入れたいというか。

事務局：施策の具体内容に、もう既に載っていることですので。

委員：載っていますよね。「一時的な避難場所としても」と書いてありますよね。

事務局：入れたいというよりも、もう既に施策として決定している内容になっていますので。

市内で、地区防災センターで各中学校とか決められている場所は、大きい防災倉庫でその中に食料品とかを載せているのですが。

それ以外の身近にある公園でも提供公園に行っていたときに、その自治会には自治会の防災会という小さい団体がございまして、そういうところでも公園に防災倉庫が置いてあったりして、日頃から防災活動の訓練をされているところもございます。

委員：それは恵まれた方たちですよ。

事務局：それは、自治会の地域の活動で、公園に防災倉庫が置いてあったりしていますね。先ほど会長がおっしゃったように、提供公園行っていたときにでも、ある一定面積の開発事業では、防災井戸の設置を求めて設置したり、必要によってかまどベンチを設けたり等、防災施設を設けています。今度その活用をどうするかということにつきましては、やはりその後その開発区域内に住まわれている方々を含めて、検討されていくものと思います。それは防災安全課のほうで、何かしらその活用についての音頭を取って、実際使用の仕方とかどういった形で利用するのかなどを説明していつているのが現状だと考えます。

委員：お話は確かにそのとおりなのですが、私は高木町に住んでいるのですけれども、高木町でも市でつくった公園というのはないのですよ。市立公園ではなくて、みんな街区公園ですね。そこには、確かに震度5強ぐらいになると、みんな避難しなければいけないということで寄ると思うのですよね。ただ、そこに行ったらもうあふれてしまうのです。

問題は、私はいつも言っているのですけれども、農地の所有者の方の協力で一時避難場所になっているのです。そこにいろいろ埋めてつくっていますよね。そこに入り込んでいいものかと、私はいつも心配しているのですよ。そのために、わざわざこういう一時的なものですよと書いてあるのだと思うのですよ。それがなかったらその辺に居着いてしまったら困るのですよ、逆に言えばね。そういうことも含めてこういう表現になっているのではないかなと思うのですけれども、私が最も心配するのは、それよりも現実にそういう地震とかが起こっ

たときに、発生するのではないかと、それを心配しているのですよ。
それで、私はいつも農家の人と話をしているときに聞くのですよね。そうすると、確かに私と話しているときは、「それは、そういうときになったらもう大変ですからどうぞ」と言ってくれるのですけれども、本当にそういうことになって農地が荒らされてしまったら、何か変なことなるのではないかなという不安があるのですよ。そういうことも、私は住民の人には、もちろん自治会の組合員の方、会員の人たちには、あそこに入るときにはちゃんと注意してあげてくださいよと言っていますけれども、いざとなったらそんなことは絶対。もうどんどん入ってしまいますよ、多分ね。そうなってくると収拾がつかなくなるのではないかと非常に不安なのですよ。

そういうことを、どういう契約になっているのかということについて、できたら何らかの機会に自治会のほうにも連絡してもらおうとか、ここはこういうふうにして使わなければできませんよという指針を出してもらえると非常にありがたいと思うのですね。そういうところも含めて、一時避難所は「いつとき」なのだからということでこういう表現になっていると私は理解していますけどね。変なことを言って申し訳ないですけれども、そういう事情です。

会 長：いろいろご意見ありがとうございます。ここは、私も緑の基本計画の原文を見たのですけれども、73 ページの（５）の①に書いてある内容からこのように波及していると思うのですが、「身近な公園については災害時の一時的な避難場所として、延焼防止や輻射熱の遮断に有効な樹木による外縁部の緑化や防災備蓄倉庫、災害用トイレ、防火水槽の設置などの整備を図ります」と書いてある。「窪東公園やけやき公園などの規模の大きな公園については、災害時の広域避難場所や緊急避難場所としての機能の充実を図ります」というこの言葉だと思うのですが、確かに「災害時の一時的な避難場所」という言葉は非常に曖昧ではありますが、今回の位置づけは防災安全課だったと思っておりまして、ハザードマップの関係が主体でしたのでこういう書き方をしたと思うのですが、ハザードマップというのは水没したりとか、そういうのが一般的。

事 務 局：はい。

会 長：非常に、場所を規定するといざというときに逃げ遅れてしまうとかいろいろな問題が出てきてしまう。だから全部決めてしまうという問題があるので、あまり明確に指定しないというスタンスだと、そういうことですよ。

事 務 局：そうです。

会 長：命に関わるから。

事 務 局：そうだと思います。全部が全部、防災安全課で市の全域の全ての施設の状況とか把握は困難だと考えます。

会 長：実際に一時的な避難場所として、昔、私はURにいたことがあるのですけれども、阪神淡路大震災が起きて、結構こういうURのオープンスペースは避難場所としてならないのですよね。結局、自治体の公園とかに全部物資とか行くよ

うになってシステム上は自治体のところが主体になりますね。だから、規則的にやはり市と連動しているところでないが無理だと私は認識していますが、そういうものなのかなと思いました。逃げ場所としてね。今のハザードマップは、今回はこの内容でいきたいということですが、取りあえず、今回は理解できましたか。

委員：難しいだろうとは思うのですよね。ですから、身近な公園のところで、例えば私どもだと、私の道の前が公園なんですけど、そここのところにバツと駆けてすっ飛んでいけばいい話ですけど。そこにじゃあ防災倉庫だとかそんなものが用意できるかねと考えると、これもまた大変で。1個1個つくっていったらね。ですから、いわゆる避難場所として指定される公園と、それから一時的というものの境をはっきりさせておいたほうがいいのではないかなと、防災計画上、そう思うのです。ですから、一時的な避難場所だったら、それを赤か何かで印をつけて、あなたが逃げるときに、ここには何日かかかるような避難場所ですよ、ここは一時的な避難場所ですよ、瞬間的な避難場所ですよというような指示でもされたら、皆さん安心するのではないかなと、こう思いましてね。防災倉庫までそこに設けるとか何とかというのは、その次に考えるべきことではないかなという気がしているものですから、こういう意見を言いました。

事務局：少し補足させていただきます。防災の担当の考えとしては、公園は全て一時的な避難場所として捉えているところがございます。

委員：公園全てを。

事務局：公園全てを、一時的に何かあったら取りあえず身近な公園に逃げなさいというような、生産緑地であるとか、市立公園であるとか、そういうのは全部一時的に、瞬間的に身の危険を感じたら、まずそういうところで命を守る。それから、避難場所という施設としては、地域防災計画のほうに載っている幾つかの大きい公園があるのですけれども、そこについては避難場所としての位置づけは設定してありますが、こういった身近な公園については、全てが命を守る場所として、「いっとき避難場所」として考えているようです。

委員：じゃあ、私の理解が違っていただけだね。

事務局：防災としては、いざといったときに何が起こるか、そのバランスであるとかというのも、采配も、自由度も高めておきたいという事情もありますので、あまり計画によって決められると動けないということがございますので、災害時何かが起こったときに、優先順位をそのときに考えて、動かしたいという事情もございます。

委員：なるほど。全てなのですね。

委員：要するに、発災したときに、瞬間的に表に飛び出すでしょう。そうすると、上から何か落ちてきますよね。だからそういう空間など置いて待機してくださいと。それで、一時避難を経て、自分の家をまた見に行って、大丈夫そうだった人はみんなそこに戻って、家に戻ってくださいと。駄目な人は避難所へ行って

ください。こういうことなのですよ、市の言っていることは。

事務局：そうなのです。

会長：まず身の安全を守るために、1回オープンスペースの小さな公園でもいいから逃げてくださいということですよ。ということなのですが、いいですか。では、この件は大丈夫ですかね。ありがとうございました。
では、37番ですね。

委員：これは、この間古い木が折れてきたと日野市で問題があったものですから、そんな問題が発生した直後にこれを読んだものですから。特に私はスポーツセンターの樹林が広いところで、そんな木がないのかなというのが不安で、この問題を書きました。だから、スポーツセンターなんかの古木の多い樹林地に関して、これを強化してほしいなと思ったわけです。そういう意味です。
もう既にエックス山や何かではこれはやられている話ですので、その辺は安心していただけますけれども、スポーツセンターのところが少し気になるのです。そこだけです。

会長：要は、市の管理している緑地の大木をしっかりと見ておいてほしいとかそういうことですか。

委員：そうですね。

会長：これはどういう感じで見ていますか。目視で見て。

事務局：そうですね。その程度しか見ようがないですね。

会長：市の管理しているものは保存樹林にはならないということですか。

事務局：市の管理しているものはならないです。

会長：ならない。じゃあ、目視で定期的に見るとということですかね。枯れ枝とか。

事務局：そうです。

事務局：今回のケース、あるいは最近大雨とか強風とかでもやはり同様のケースも散見されるので、その都度やはり管理している部分についてはパトロールを実施して、危なさそうなものに関しては、伐採とか剪定とか、そういったものを優先的に今やっているような状況です。これはスポーツセンターも所管課がありますけれども、同じ管理の仕方をしておりますので、それは引き続きやっていきたいと考えているところでございます。

会長：よろしくお願いします。結構、日野市の件もいろいろ聞いてみると、実がなって、実の重みで枝が落ちてきて当たって亡くなってしまったと。非常に不幸だったとは思いますが、ある意味想定外だったということで説明がありましたが、枯れ枝ではなく腐食はしていなかったようです。だから樹木医の方も言っていましたが、現地を私は見ていないので分からないのですが、何か事があるとしても心配しています。よろしくお願いします。

委員：要するに削除するということになると、もう何もやらないという感じになってしまうので、そのところはうまく活動してほしいなという感じはします。

事務局：そうですね。維持管理、これも毎年こう書きながら進めている部分になります

ので、決して削除したからといってやらないということではないです。

会長：「削除」という言葉が。でも、実際にはちゃんとやられているということですね。

では、次に 39 番ですね。

委員：39 番は意見ありませんで、了解です。

会長：次は、42 番ですね。これは「『削除』から『継続』に修正します」ということですが、ご了解されていますか。

事務局：はい。大丈夫です。

会長：ほかご意見ないですか。大丈夫ですか。

次、新規 2 です。「用水路と記載はされていませんが、『街路樹等』の『等』に含められると考えられることから、用水路も含めて検討します」ということですが。

委員：これも、もう少し自分としてはぜひ具体的に入れてほしいのですけれども、「等」の中に含まれているということでコミットされているのであれば、結構です。よく何か事件があったときに、「等」の部分の解釈がおのおの違うということがありますので。ですから、できれば明快なものは明快に管理すべき目標を入れておいてもらいたいという感じでございます。

会長：「用水路」とちゃんと書いてもらいたい。

委員：コミットされていれば結構です。

会長：昔、私も文章を書くときに、「等」についての記載は全部書けという話があって、「等」とは一体何なのかと結構言われたことがありましたけれども、結構大事な話ですよ。これは「用水路」と記載もできるのですか。

委員：この質問内容と直接関わらない新規 2 についての話なのですから、いいでしょう。

会長：どうぞ。

委員：エコロジカル・ネットワークというのが、そもそも非常に曖昧な言葉でして、これを読みますと、緑地とか、それからここでいう用水も入りますが、幾つかのそういった生物のすむビオトープですよ。それを連結して、その間を生物が行き来できるようにするというのがエコロジカル・ネットワークだと。しかし、話を伺っていると、まだ全然具体的内容が何もないので、例えば新規 2 については、先ほど言われたけれども、緑と公園課で担当できる範囲で具体的内容を考えていきたいと、こういうふうにおっしゃっているわけですけど、緑と公園課で考える生き物が行き来できるためのそういう具体的内容というのは、一体何をすることなのか。

例えば国分寺市では、ヒキガエルがものすごく減っています。生物調査で市が明らかにしていますけれども、アズマヒキガエルというヒキガエルがどんどん減ってきている。それは、多分繁殖できないからとかそういうことがあるわけですが。例えばヒキガエルが、緑地の間なり、繁殖できる池なり、そういう場

所を行き来できるようにするヒキガエルのための道を例えばつくりましょうというようなことを考えているのか、あるいは緑地と緑地をつなぐ遊歩道をつくりましょうというのだったら話は違うではありませんか。それは、緑地と緑地を行き来する遊歩道だったら、それは市として市民のためのものですよね。だから、「生き物が行き来できるための」という大変大事なことですけれども、生物多様性についての基本計画を見てもすごく大事なことです、今現在どのような副案というのですか、まだ何も明らかにされていないので分からないわけですね。その点が1つです。

もう1つついでに申し上げますと、生き物の住む大事な場所として、緑の基本計画では第6章の「地域別の緑地保全」云々の施策のところ、国分寺の地域を幾つかに分けて、特に市立の小学校でビオトープの整備を進めますとうたってあるわけです。例えば本町、本多、東恋ヶ窪地域においては、三小と七小で進めると書いてあります。これは93ページですが、以下同文なのです。南町、東元町、西元町、泉町地域では、一小と四小において進めると書いてあります。しかも、四小については、「既にビオトープが設置されている四小では環境を維持します」とあるのです。ところが四小では、校長が代わって新しい校舎建築が始まって新校舎になったら、もうビオトープは廃止されました。ということになると、このエコロジカル・ネットワークの構想を進めるに当たってどうしたらうまく進むのかと考えると、1つは人事の問題があると思うのです。例えば学校でそういう仕事を進めようとしたら、まず教育委員会ですね。教育委員会、校長、いわば管理側の意識がやはりないと駄目だと思います。それから現実進めるとしたら、現場の先生たちはとてもやっている暇はない。となると、やはりこういう技能を持った技術系の職員。用務員という枠しかないのだとすれば、そういった技術系の専門知識を持った人を用務員として採用するといったような、そういうこともやはり重要な具体内容なのではないかと思うわけです。

ですから、1つは緑化推進を進める委員会のメンバーで、人事関係のメンバーも参加する必要があるのではないかなと思うのが1つです。例えば教育委員会とか、職員採用の総務課ですか。そういう担当の部署も必要なのではないかと。それは、ぜひ検討していただきたいと思います。

会 長：その2点ですね。具体的な内容がまだ分からない中で、どういうことかということ、そういうことが実施できる人事の体制についての何か施策が必要なのではないかという話です。今の、ご意見にありますか。お願いします。

事務局：実状的には、今、環境基本計画でさっき言っていた見直しの中で、エコロジカル・ネットワークの形成ということに関して、生物多様性の観点からそれを今検討していくということが、今回多分新しく入る予定でいます。そこで、確かにまだ具体的な内容まで詰め切れていなくて、そのうち緑の基本計画に関わる部分というのは、生物多様性に配慮した緑地だったりとということに関しての整

備になってきますので、こちらについて、今後生物多様性、生き物が転々と移動できるような環境づくりというのですか。その途中の動線をつくるとかということは考えていないのですけれども、それぞれある緑地、それから公園、その辺はいわゆる生物多様性に配慮した形のものができないかというところでの、今、検討をやっているというのが実状です。

委員：そうすると、連絡通路というよりは今、すみ場所を少しでも増やしましょうということですか。

事務局：そうです。

委員：そうしますと、やはり特に七小なんかもう全くまちのど真ん中ですよ。本多地域などは、行ってみると、もう緑地、緑化の問題からすると全くのエアポケットになっている場所ではないですか。北側にはもちろん小平の玉川上水があって、下がれば南町からずっと崖線のところにつながりますよね。だけど、その間は何もない。そうすると、やはり三小とか七小の校庭に、そういうすめる場所を作って上げるというこの基本計画は非常にいいと思います。

かつて、学校の小中学校のプールというのは、冬季、秋から春にかけて水がたまっている時期がありましたよね。それがすごくトンボのヤゴの生息にいいということで、トンボにとってのすごく大切なビオトープになっているのだという評価がされたことがありました。今はもうそういう考えは、経済的にも駄目なので、もう抜いてしまうみたいです。でも学校という空間というのは、やはり都市の市街地の中では市で重要な場所ですよ、緑化にとって。ですから、先ほどの2番目に言った学校のことについてはどうですか。

事務局：そちらについては、おそらく環境基本計画の改定において、どのように位置づけていくかという事になるので。ただ、エコロジカル・ネットワークの概念の中で、さっき委員がおっしゃられたとおり公園緑地のほか、例えば街路樹ですとか、宅内の生垣とか、農地とか、その辺も全部含めた形になるのですね。エコロジカル・ネットワークは。

委員：それはそうです。

事務局：なので、その中の部分に関して、今回緑の基本計画に関わっている部分を施策として進めていきますので、全体のことに 대해서는環境基本計画のほうで検討する必要があるかなと思っています。

委員：今のお話を聞くと、今までやってきたことと何も変わらないのではないかと思います。道路をつくったら街路樹を植える、宅地開発ができればその一部を小さな公園にする、何かそういうことと大して変わらないと思うのです。

事務局：今回新たに生物多様性に配慮した緑地とか公園というのがどういったものかというところの検討が、やはり今までと違うところかなという認識はしているところですよ。

委員：そうおっしゃいますけど、多様性に配慮した公園と言っても、実際に公園に植える樹木は、市で生産しているカシの木とかカエデの木とかが具体的にこ

ういう生物の生存に役立っているのですよという観点で別に植えているわけではないでしょう。

事務局：今まではそうです。

委員：やはり地産地消でやってもらいましょうよということで植えているに過ぎないでしょう。だから、そういう意味で、公園に樹木を植えてやるのはすごく賛成ですし、いいことですが、どのような樹木を植えれば生物の多様性を保障することになるのか、生物といっても一般的な生物なんていっていても意味がなくて、どの生き物にとってなのか、例えばカラスにとってなのか、あるいは何でもいいですが、具体的にどういう生き物にとってなのかをやはり掘り下げて、そして樹木を選定するという、そういうこともやはり進めてほしいのですよ。

会長：ありがとうございます。よろしいですか。

委員：そういうわけどうやむやになってしまいましたね。

委員：だから、今、お話しがあった生物多様性に考慮してエコロジカル・ネットワークというものを再度定義してみようという発想は、僕は極めて大事だと思いますよ。だから今まで定義していたのだから、今までやっていないのはおかしいではないかというのがあります。ただ、そういうものを定義してやっていこうということが極めて重要だと思う。そうすると、定義してその次のプロセスとして何をどうしていくかということまで含めて、今後いろいろ緑の基本計画なり、あるいは環境基本計画なりで、やるべき施策が変わっていくだろうと思うのですよ、どんどん。生物を考えよう、それに適した植物を考えよう、水を考えよう、そういう1つ1つ変わってくるプロセスに合わせて、実は施策が変わってくる。だから、いつまでに定義というものをしましょう、続いてはどういうことをやってきましょうということを、一緒に定義のときに考えましょうという姿勢で、僕は行政の施策は臨んでいただいたほうがいいたろうと思っているのです。

ですから、今、ご指摘があったいろいろな多目的なところというのは、今後ぜひともそういうプロセスをつくり上げて、いろいろ市民とのディスカッションとか、人材が足りない部分については人材のスキルを持ってらっしゃる市民との会話を増やすとか、そういうプロセスをやはり作っていくことが大事ではないかなと。それをどう施策上で反映させていくか。そこをぜひお願いしたいと思います。

会長：エコロジカル・ネットワークの言葉が出てきて、これを新規に入れるというときに、確か前回だと思いますが、私もこれがどのぐらい進んでいますかと話をしたのですが、やるとなると今お話があったように、結構やる人が多いので難しいのです。難しいので、それをポンと入れてパッとできるものではないので、数年かけて基礎調査とかが必要になってくると思います。これを入れることはもちろんいいと思うので、ぜひ。あまりいいかげんにやってくれという

ことはないですが、適当にやらずに、本質的なことをちゃんと捉えてやってほしいです。

特に私の認識では、国分寺市は水が多く関係しているので、こういうエコロジカル・ネットワークは、非常に他の自治体以上に大事な施策だと思います。ですから、緑地をつなげるというだけではなくて、植栽の植え方とか、植樹をどう植えるのかとか、緑化に関する施策が全部関係してくると思うのです。ただ、1つ大事なのは、生物だけのためにやるわけではなくて、人が住んでいる中でやるので、その兼ね合いをどう考えるのかということを常に頭に入れて、計画を立てることが大事なかなと思います。貴重なご意見をたくさん頂いたので、そういうことも頭に入れながら進めてほしいなと思います。主体はどちらなのですかね。環境基本計画の方になるのでしょうか。

事務局：エコロジカル・ネットワークですか。

会長：はい。

事務局：今回のこの新規2については、その点は先程お伝えしたように、公園緑地施設の管理について、緑と公園課が担当することを考えています。

会長：結構奥深いので、中途半端にやるといういろいろな話が出てしまうので、やるのが難しく大変だと思いますが、しっかりやってほしいと思います。

あと、人事の話をしていましたけど、行政に限らずいろいろなところの人事は、結構3年とかその辺で代わっていつてしまうのですよね。いろいろなスキルを磨くことはとても大事なのでいいと思うのですが、やはり専門家みたいな人が意外といなくて、どこでも困っているのです。

学校の話なんかすると、さっき校長先生が代わってとか言われていましたけど、ビオトープをやる先生がいなくなって、なくなってしまうというのがあるのです。私はドイツの保存樹木の研究をしているときに、幾つかの自治体を回ったのですよね。保存樹木の担当の方にお話を聞いたら、「私は入ってからずっとこの部署にいます」という人がいましたね。そういうシステムになっていて、よく知っているのですよね。だから、そういうプロフェッショナルを育てる仕組みがあったりするので、それも非常にいい仕組みだなと思っていました。なかなか日本ではないのですけれどもね。それとか、ジェネラリストと兼ね合わせた組織を作れると最高だなと思います。参考までにお話しさせていただきました。先ほどのご意見も大事だと思います。

委員：ですから、これから具体的内容を構想されて作っていくときに、いわば担当する人事面のこととか、それを管理する側の意識の、いわゆる研修みたいなことでもってやはりやっていかないとと思いますね。

会長：そうですね。なかなかパッと来てパッと分かるものではないと思うので、結構大事ですよね。貴重なご意見ありがとうございました。

委員：1つだけ聞いてもいいですか。このエコロジカル・ネットワークとかを含めて、実際に施策が実行されるのは、何年度の話でしたか。というのが、結局そ

れは先の話になりますよね。それで、今ここで机上で話をしていますけれども、会長もおっしゃられたように、今、エコロジカル・ネットワークを実際にやるのであればすごくいい話だとは思っていて、やるのであれば、緑化の関わる施策は全て関連してくるとは思っているのですね。保存樹林地とかを増やしていくという話だったり、民有の樹林地も公有化していくとか、そういうのは重要な項目だと思っていまして、南町で結構大きな樹林地があるのですが、今もうそこは開発が始まろうとしまっていて、12月からシャーメゾンで50何戸ある大型のマンションが建つという計画が出されて、そういった身近にあった樹林地すらもうなくなってしまう中で、実際に何年後かに実行されるこのエコロジカル・ネットワークが、机上の話にならないように、この各施策がちゃんと関連づけて前に進んでいってほしいなと思っています。

会 長：ありがとうございます。目の前の樹林地がなくなっていったりしますと、それをある程度開発で規制しているのでしょうかけれども、実態はいろいろありますよね。結構これは長期的にやらないと駄目なので、しっかりやってほしいと、私の意見ですね。ということで、これは先ほどの意見が波及して、いろいろな話になりましたが、取りあえずこれは。

事務局：今頂いた意見は、環境基本計画の所管している各部署と情報共有しながら進めさせていただきたいと思います。

会 長：よろしくお願いします。いいですね、それで。

委 員：はい。よろしいでしょう、取りあえず。

会 長：引き続きよろしくお願いします。

では、新規2もオーケーにして、43番に行きます。緑と公園課の、ソフト面の情報センターの件です。これは「実施計画の各年度の目標等を明記するよう検討します」ということだったので、これはよろしいですか。

委 員：これは今も話に出ましたことと同じなのですが、要は計画である限りは、いつまでに、何を、どのように実際施策としてやっていくかという期限であるところの概要であるとか、そういうものが明記されないといけないのですけれども、例えば43番の場合は、情報センターというものを考えましょうと。これでは、いつ、何が、どんな形でできるのかというのがさっぱり分からない。全て、僕は今回のこの基本計画について、そこの、いつまでに、誰が、何を、これをはっきりさせるということが必要だろうと思っているのです。

今までこの緑化推進協議会に出席させていただいてお話をしてきましたけれども、そこのところがいつも曖昧。やることはこんなことを考えていますということであり、それで僕は、実際に今もご指摘がありましたけれども、指摘が実施計画として指摘できないわけで、ぜひそういう目標を各担当が作ってもらいたい。それを記載しておいてもらいたい。あるいは、それが一般市民に言えないというのであれば、内部的にでもいいですから、その目標に対してしっかり把握して、その目標に対して今年はどうだった、去年はどうだったということ

を考えていかないといけないのではないかなと、こういう具合に思いますので、これは考え方の問題でございますが、ぜひとも目標をはっきりさせてくれということです。よろしくお願いします。

会 長：これは実施するということですね。いいですか。

では、次、48番、49番ですが、「制度を拡充したため位置づけないことにしているが、拡充した制度のフォローはしなくてもよいのか？」ということですが、「制度の充実については達成したため位置づけないが、内容については各団体にお伝えし、さらなる活動の拡充に向け支援していきます」と。

では、次に行きます。48番、49番です。この両施策に関してですが、「【充実】【拡充】は常に大きなテーマです」ということですが、「削除せず継続ください」ということです。これはどうでしょう。

委 員：これも大変重要な課題であって、どういう具合に充実とか拡充していくということが常に問題です。ですから、ここでも、いつまでに、何を、ということを決めてもらいたい。取り上げられたのは大変うれしいのですが、ボランティアをどういうぐあいに充実していくかと。これはいろいろな方法があると思いますので、ぜひその辺期日を決めてやりたいね。できるならば、市民の知恵も出して、行政の知恵と絡め合わせながら一緒にやっていきたいねと、こんな感じでございます。

会 長：ありがとうございます。今、実際にボランティアで、こういう緑のことについて関わっている方はどのくらいここにいらっしゃいますか。4人。

事務局：現在、緑のボランティアに協力のある団体は、11団体あります。

それぞれの団体は人数がいろいろあって、人数の集計はできていないです。多い団体もあります。「美しい用水の会」もこの1団体に入っています。

会 長：「美しい用水の会」は何人ぐらいですか。

委 員：28人が会員なのですが、実際に活動目標である美化活動をしているというのは、今3人になりました。あとは大体頭だけ使えると。

会 長：なかなかそういう実態もあるので難しいですけども。ありがとうございます。

委 員：私自身も、もう頭だけの人間なってしまっています。

会 長：やはり高齢化してくると、いろいろ大変ですね。

委 員：はい。大変です。

会 長：でも、実際に体を動かすことによって自分を鍛えるということもありますけど、なかなか難しいですね。「登録団体の増加に向けて取り組みます」ということですから、これでオーケーですか。この内容で。

委 員：はい。もうこれは「何となく頑張って相談しながらやっていこうね」ということしかないと思いますよね。具体的には、これから自分なりには考えがありますから、それでやっていきたいなと思います。

事務局：補足なのですけども、この緑のボランティア制度の充実に関しましては、今

度ビジョンのほうで中心事業の1つとして掲げておりまして、やはり団体数を増やしていこうというのが、目標で今ありますので、こちらのほうでも動きがあるということで補足説明させていただきます。

会長：そうですね。とても重要ですね、これね。

委員：ぜひお願いします。

会長：増やす手段はとても大事ですね。ありがとうございます。
次、資料3についてです。

委員：これは2-2の解釈をしていなかったもので、回答で大丈夫です。1個しか該当がなかったのです。この追加の質問はありません。

あと、どこかで見たのですけれども、小学校の芝生化というのが今まで検討施策に入っていたのに、それが何かの資料で削除になっていたのが個人的には残念だなと思ひまして、小学校のあれだけ大きな敷地が芝生になったらすごくいいなとは思ったのですが、いろいろ管理の面とかで大変なのだろうと思って削除されたのかなと思ひまして。

会長：それはどこでしたか。

委員：ごめんなさい、今それが見つけられなくて。この103の施策には入っていないところだったかもしれないですね。小金井の小学校とかでは、子どものサッカーの試合で行くと芝生化されている小学校があったりとかして、すごくいいなと思っていたので、こういうやり方も、切り口も緑化の中であるのだと思っていたら、削除というか、達成困難の削除かなんかでさらっと消されていた記憶がありまして。この2-2とは位置づけは違うのですが。

会長：今、小学校の芝生化というのは1つもないのですか。

事務局：ないですね。

委員：もう1回消されてしまうと、今後2度と検討される予定はなくなってしまうのだろうなというのが、思いとしてありまして。

会長：止めた理由は何なのですか、削除した。

事務局：多分各学校で管理の問題が一番重要度が大きいと思いますね。

委員：芝刈りとかをしなければいけないということですか。

事務局：実際、公園の芝生もあるのですが、実際問題やはり本当に雑草ばかり生えてきて、そんな形で、各公園、芝生が雑草化している状態で、完全に芝生にするのは、やはり芝生の中の草を1つ1つむしらないと、やはり芝生は保全維持するのも大変だということを、植木屋さんとか芝生を実際に管理されている方から聞いております。

会長：他の自治体で幾つかやっていて、お父さんお母さんのボランティアを組織されてやっているところも結構ありますよね。実際に管理が大変なのでしょうけれども、仕組みを作ると可能性があることなので、なくしてしまうと確かにもうやらないのかとなってしまうのですが、もう可能性はないですか。

委員：窪東公園は芝生がしっかりしていますよね。

事務局：あそこもやはり実際に見ると、芝生外の雑草も正直結構多いのです。ただ、子どもが走り回って、なくなってきたところはやはり毎年補植して芝を植えたりというのはやっているのです。ただ、それ以外のところは、実際に近くで見ると草が結構生えています。

委員：緑はある。

事務局：ただ、3、4回、芝刈り、草刈り、同じような作業しますので、ある一定遊べる環境には。遠目から見たら芝生。そんな形にはなっていますね。

委員：でも小さな公園なのですけれども、100坪ないかな。僕らがやっているやまもも公園という小さな公園があって、仲間内で、もちろん緑と公園課にも相談して、芝生を植えました。もう、かれこれ8年から9年たっていますけど、芝生はよくなりました。しかし手間がかかる。もう草ぼうぼうで、本当に1か月に1回刈り込んでいるのですけれども、これも大変で。住民が、何か分かりませんけれども、僕らが作業できなかった状態で伸びていたところの芝生を全部刈ってしまったのではなくて、鍬か何かで掘り起こしてしまいました。ですから、やはりこれはお金もかかるだろうけど、管理するのは大変だなというのが実感ですね。本当に小さな公園です。草刈り機でやったら、20分ぐらいで全部刈り終わってしまうのですが。だから芝生はかなり難しいのですよ。

会長：芝生の管理は、私は実感してしまして、我が家はマンションなのですけれども、1階で庭がついているのですよね。芝生がもともとあったので管理するところがありまして、2件隣り合わせにあります。隣の方は、あるときに人工芝に替えたのですが、一緒にやりませんかと言われて、妻はそうしたいと言ったのですけど、私は造園家だったのでそうはいかなかった。芝生がいいのだと言って。そうしたら、もう芝の管理が新たな仕事になってしましてやるのですが、雑草を一時期一生懸命取っていたのですよね。毎朝取って、エリアを決めて。追いつかなくて、しょうがないから、雑草が生えてきたのを刈るようにして2週間に1回ぐらいは刈るのですけど、何となくきれいに見えますよね。でも、本当に芝だけ育てるのはかなり大変で、芝刈りをするしかないのですよね。ただ、やはり芝は熱を吸収するというのですかね。30度以上上がらないのですよね。だからいろいろな面もたくさんあるので、人口芝よりよい。どこかで芝にしてよかったねと言ってもらいたいんだけど、今のところまだ隣の家がきれいでして。

例えばどこかのサッカー団体と提携して、芝にして管理するとか。放課後とかにそのチームと一緒に練習したりとかね。そういう何か仕組みができると面白いですね。

委員：その芝生化ができないとなつて、さらにグリーンカーテンとかも「経常化しているから削除します」とかになっていると、小学校で緑化を進めるのは、具体的に先生たちはあれだけ大変な中で、本当に経常化して続けていけるのだろうかという疑問が生じてしまつて、個別のやり方で、学校緑化なり、もう気温

を下げる、エアコンだけに頼らず下げる工夫をしてあげないと、学びの場であれだけ暑さが厳しいと、もう子どもたちも疲弊してしまっかわいそうなので、何か市としてふだんやれる施策が1つでも残ったらいいなと思ったりしたので、ここの質問からはずれてしまっているのですけれども、何かやってくれればなと思います。

会長：経常化という言葉で、本当にしてくれるのかと。

委員：そうですね。今まで言われていたから先生たちもやっていたけど、市から言われなくなったらやらなくなってしまったみたいになると、そこはもともとの思いとは違うと思いますし。

会長：指定管理者とかになっていて、その仕様書に書いてあるらしいのですよね。それを実施することになっていて、それがこう書いてあるのを見れば、ある程度やらないといけない、というレベルらしいです。

委員：そうですね。西日が当たるところにあればいいけど、全然関係ないところにグリーンカーテンがあったら結局効果がないとか、取りあえずやろうというだけになってしまうと、やっているけどそれが何のためにやっているのかという意味がきちんと理解されないままになってずるずるいってしまっていると、子どもたちに結局は影響が出てしまうなと感じています。

会長：子どもたちに、基本的なことを理解しながら「グリーンカーテンはこういう効果がある、だからやっているのだよ」と、簡単でいいので説明してあげるといいですけどね。

委員：こういうのは、とても教育の中に落とし込むのが大事だと思っているので、そういう実体験から実際の学びを得てというのが、子どもが大きくなって、またこういう国分寺市の緑化のところに関わっていく人たちが出ていくサイクルが繋がっていくのではないかなと思います。

会長：というご意見もあります。ありがとうございます。以上で、一通り本日の実施すべき課題は終わりましたが、全体を通してございますか。

委員：先ほど並木を植えるということをお話しなさいましたよね。エコロジカル・ネットワークのところ。

事務局：街路樹ですかね。

委員：街路樹です。そのときに、例えば単なる生き物といっても、地面の中に住むものから出ているもの、いっぱいいるわけですよね。さっきおっしゃったヒキガエルも水から水ですけど。でも、30メートル道路という東八道路。あそこは全部街路樹が、向こう側がユリの木で、手前がクスノキなのです。クスノキにはアオスジアゲハというきれいなチョウが来るのですね。アゲハチョウが。それが家まで時々飛んできていたものですから、飛んできて何も無いからと思って、ヤブニッケイを植えたのです。同じクスノキ科の。そうしたらやはり線になって、だから次にどこかのタブノキとかクスノキにみんな卵を生むのですね。アオスジアゲハが結構増えました。

だから、単なる街路樹でハナミズキとかもいいですけど、もともと日本にあったクスノキとかを入れてくださると、生き物でアオスジアゲハでつながりますよね。アオスジアゲハはきれいなので人気があります。それから、渡りをするチョウでアサギマダラというのがあるのですが、これはフジバカマが大好きなのです。だから、例えば公園のところにフジバカマを点々と植えてくださると、渡りをする途中で、家の庭にも来るぐらいですから、アオスジアゲハがね。南に下がるときと、北へ来るときと、途中で年に2回国分寺を通りますから、だからぜひそういう動き回るのを頭に入れて、何か街路樹とか児童公園の植木をしてくださるとうれしいなと思います。ツツジばかりが多いのですけれども、ツツジあまり来ないので。

会長：そうですね。エコロジカル・ネットワークをやる上では、街路樹木の選定とかがとても重要になってきますからね。そういうマニュアルを作って継続していくと。もっと大事なのは、そのときのスタートの生態調査をして、それが定期的に生態調査を続けることによって、どれだけ変わってきたのかというのが分かるのですよね。それがないと、結局ただやっているだけになってしまうので、実態調査をすることが重要だと思います。

委員：結構してくださっているのですよね、国分寺はね。生き物調査班で。

事務局：去年やっていますね。

委員：去年おやりになったのですよ。だからそういうのをやってね。

会長：そうすると、それがエコロジカル・ネットワークをやったことによってどんどん増えてきたと、そういう尺度ができると思いますので、大事だと思います。ありがとうございます。ほかにありますか。大丈夫ですか。

委員：アサギマダラでそれをやっている自治体もあるぐらいなので、そんなのでお願いします。

あと1ついいですか。右側にSDGsのところがずっと書いてありますよね。これはSDGsというのはどの程度の重点を置いてここに書いてあるのか、いつも気になっていたのですけど、国連が決めたというのを別に印刷して入れてくださっているのでもそれを見ながらやっていくのですけど、とても煩わしいので、もし今度これをお出しになるときに、SDGsをやはり入れられるのであれば、同じこの冊子の中のどこかに入れてくださると、普通の方が、SDGsにあまり興味のない方でも分かりやすいのではないのでしょうか。

会長：ありがとうございます。

委員：私は結構変なところで真面目なので、これどういふのだったかなと一々このSDGsのプリントを見たりするのが不便なので、これに書いてくださると分かりやすいと思います。

会長：結構言葉ではよく出てきますけれども、いざどういふものかというのは意外と分からないので、この間1枚ペーパーを頂きましたが。

委員：児童書とかでも出ていますけど、やはり分かりにくいのですよね。

会 長：常にこの中に入れて、認知が深まるといいですね。

事 務 局：今のSDGsの話なのですけれども、令和3年度から6年度の計画の中にはやはりSDGsはそういう形で分からないという意見が多分あったと思うので、現計画には備えつけられておりまして、つくりとしては同じようなつくりで行いますので、今おっしゃったようにどっちを見たりとかこういうことは多分ない形で作成していきます。

会 長：よろしくお願いします。ほかにございますか。よろしいですかね。

それでは、以上で次期実施計画についての施策の選別は行いましたが、審議の内容に基づいて事務局にまとめをお願いできればと思います。事務局から何かありますでしょうか。

事 務 局：今、会長からお話がありましたとおり、次期実施計画に定める施策が決まりましたので、後で施策の担当課に今後の目標設定の調査を行いたいと思います。では、参考の資料の1番をお出しいただければと思います。基本計画のところから担当課を経ていまして、①②③④⑤⑥という形で番号が振ってあるところがございます。実施計画において大分類となる基本方針であるとか、⑦番の「施策を展開する担当課」というところまでは、基本的にフィックスでもう既に緑の基本計画において定められているところになります。今後、⑧番から⑫番までの「令和6年度実績見込」の欄から、6年後の施策の具体目標であるとか、各年度の目標の数値であるとか、こういったところを空白にした状態で各担当課のほうに回答を求めてまいります。この回答をもって、次の庁内の委員会である推進委員会のほうに諮ってまいります。緑の基本計画推進委員会に諮ったものを、次回第5回の緑化推進協議会にて審議いただく内容となっております。次回の予定につきましては、そのような形になります。以上です。

会 長：ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、本日はこれまでとしますが、事務局から連絡事項をお願いいたします。

事 務 局：審議、お疲れさまでした。今後の流れについて少し説明させていただきます。この後、事務局でまとめ作業を行った後、各施策の担当課に今後の目標について調査をします。その調査結果を基に、12月に先ほどお話ししたとおり、庁内の組織により、緑の基本計画推進委員会で審議いたします。その後、こちらの協議会で審議していただきたいと思います。

次回の協議会は、来年1月23日木曜日、14時から予定しております。会場は、今度新庁舎になります。新庁舎の2階の201会議室になります。正式な開催通知は改めて送付いたします。よろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

会 長：それでは、以上をもちまして、本日の緑化推進協議会を閉会いたします。とても寒くなってきました。今度お会いするときは冬になっていますので、皆さ

ん、私も暑さから冬の寒さが来て参ってしまっていますが、気をつけて体調を崩さないようにいらしてください。新庁舎ですので楽しみに来ていただければと思います。それでは、お疲れさまでした。ありがとうございました。